

マカオの輸入規制措置の概要

(令和元年 10 月 24 日以降)

【輸入規制措置の概要】

マカオ政府は、日本から輸出される 10 都県の食品のうち、福島県の一部品目については輸入停止措置を講じるとともに、その他の地域・品目については放射性物質輸入規制に関する申告書 (Declaration for Radiation Monitoring for Macau) ※の提出を求めています。

(輸入規制措置の内容)

	対 象	品 目	規制内容
1	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止
2	9 都県 (宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野)	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	放射性物質輸入規制に関する申告書 (Declaration for Radiation Monitoring for Macau) ※の添付

※ 放射性物質輸入規制に関する申告書 (Declaration for Radiation Monitoring for Macau) とは、事業者自らが作成する商品名、産地等が記載され、商工会議所からサイン証明を受けた書類です。商工会議所によるサイン証明の申請受付は、令和元年 11 月 1 日から開始しております。

また、当該書類の様式及び当該書類のサイン証明を行う商工会議所のリスト等詳細については、以下の当省ホームページをご覧ください。

「マカオによる日本産食品の輸入規制について」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/macao_shoumei.html